

原 発 本 第 4 7 号

2022年 7 月 6 日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

氏 名 九州電力株式会社

代表取締役 池 辺 和 弘
社長執行役員

玄海原子力発電所3，4号機の特定重大事故等対処施設等が
法定の期限内に完成しないことに対する当社の対応について

玄海原子力発電所においては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制
に関する法律第四十三条の三の六」に基づき設置する特定重大事故等対処施
設及び常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）が法定
の期限内に完成しないことから、別紙のとおり対応を行うこととします。

別紙 玄海原子力発電所3，4号機 特重施設等設置に係る定期事業者検査の対応

以 上

玄海原子力発電所3，4号機
特重施設等設置に係る定期事業者検査の対応

1 プラントの状態及び定期事業者検査開始日

【玄海3号機】

2022年1月21日より第16回定期事業者検査を開始しており、現在、冷温停止状態*である。

	定期事業者検査開始日	経過措置期間満了日
3号機 第16回定期事業者検査	2022.1.21	2022.8.24

【玄海4号機】

経過措置期間が満了する日までに発電を停止し、定期事業者検査を開始する。

	定期事業者検査開始日	経過措置期間満了日
4号機 第15回定期事業者検査	2022.9.12	2022.9.13

2 冷温停止状態*の維持

玄海3号機においては、経過措置期間が満了する日以降も冷温停止状態*を継続し、玄海4号機においては、経過措置期間が満了する日の24時までには原子炉を冷温停止状態*とし、特重施設等の使用前検査の合格及び原子力規制委員会の使用前確認を受けるまでの期間、冷温停止状態*を継続する。

3 特重施設等の使用前検査合格及び原子力規制委員会の使用前確認後の対応

特重施設等の使用前検査の合格及び原子力規制委員会の使用前確認後は、原子炉を起動し発電を再開する。

※：保安規定に定める原子炉の運転モードが「モード5」、「モード6」又は「モード外」

以 上